

消費者教育行政の充実を

富安 伸志 議員

答 啓発や相談の充実を図っていききたい

問 消費生活相談における消費者トラブルの相談件数やその内容は、**福祉事務所長** 相談件数は、年間約300件で横ばいの状況であり、若年層ではインターネットサイト等の利用によるトラブルが多い。また相談の割合は高齢者が多い。

問 消費者行政を取り巻く環境は様々に変化している。現行の相談体制で十分なのか。

福祉事務所長 専門の資



消費者庁ホームページから

格を持った職員が週4日対応し、後の1日は別の職員で対応し、専門の相談員につないでいる。相談内容が複雑化しており研修の充実に努めている。

問 消費者教育推進法が施行され、自治体でも消費者教育を充実することが努力義務となっている。本市での対応は。

商工観光課長 法施行後に、消費者教育充実のため、消費者教育充実のために始めた取り組みはない。県が計画を作っており、その計画に沿って消費者教育を行いたい。

問 今後の消費者教育行政の充実に向けてどのような取り組みののか。

市長 総合計画に掲げている「賢い消費者づくりの推進」のため、市民への啓発や相談のさらなる充実を図っていききたい。

子育て支援にむけ 保育料の軽減を

貝田 義博 議員

答 軽減率を20%へ 拡大する予定である

問 4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される。子育て困難などの問題が深刻化し、保育所の役割はこれまで以上に重要となっている。新制度下での保育所の待機児童対策はどうか。

子育て支援課長 年度初めに待機児童はいないが、

問 子育て世代の経済的負担の軽減は重要と考える。保育料軽減について

問 子育て支援課長 途中入所児童が増え、昨年10月時点では31人いる。こうした状況を踏まえ、待機児童解消に向けて現在取り組み中である。平成29年度までに待機児童の解消を目指している。

問 公共工事に携わる労働者に、生活できる水準の賃金を保障する公契約条例の制定を求める運動が全国的に起きている。全国市長会も国に公契約法成立を求める要望書を提出している。条例制定に関する検討状況は。

市長 先進事例の成果や課題、近隣の状況などを把握し、入札制度検討委員会で議論していく。



おひさまハウスで元気に遊ぶ子どもたち